

平成28年4月1日

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の一部改正について

下記のとおり改正します。

改正後	現行
<p>第四 審査及びその結果の通知</p> <p>1 県木連は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。</p> <p><u>ただし、継続の場合であって、前回と申請内容に変更がないときは、委員会の審査を省略し認定するものとする。</u></p>	<p>第四 審査及びその結果の通知</p> <p>1 県木連は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。</p>
<p>第六 事業者認定書の交付及び公表</p> <p>2 事業者認定書の有効期間は認定の日から<u>2年を経過した後</u> <u>の3月31日とする。</u></p> <p>3 事業者認定書の有効期間は<u>継続の場合も2と同様とする。</u></p>	<p>第六 事業者認定書の交付及び公表</p> <p>2 事業者認定書の有効期間は認定の日から<u>3年間とする。</u></p>
<p>附則 この実施要領は、平成24年9月24日から施行する。</p> <p><u>附則 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この実施要領は、平成24年9月24日から施行する。</p>